

産業廃棄物規制に法的ズームイン

「第2回 廃棄物処理法第5章の半世紀」

北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長
KITAMURA YOSHINOBU

1960年京都市生まれ。専攻は、環境法学、行政法学、政策法務論。廃棄物処理法に関する著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『揺れ動く産業廃棄物法制』（第一法規出版、2003年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）。最近は、絶対的資源制約時代において、持続可能な社会を支える循環法制度のあり方に強い関心を寄せている。法科大学院の定番環境法テキストである『環境法（第5版）』（弘文堂）を、2020年9月に刊行した。



1. 「廃棄物事犯」の現状

(1) 不名誉な主役

毎年出版される『警察白書』は、廃棄物処理法違反の検挙実績を報告している。それは、「公害事犯」（平成4年度まで）または「環境事犯」（平成5年度以降）のなかで取り扱われている。不幸にして廃棄物事犯は、それぞれにおいて（不名誉な）「主役」の座を占めている。

最近の白書は、環境事犯全体に占める廃棄物事犯の割合には触れていない。確認できる最後の統計は、平成12年版白書にある「全体2,534件、廃棄物処理法2,469件（97.6%）」であった。大半が廃棄物事犯という全体傾向は、現在も同様であろう。令和2年版白書によれば、廃棄物事犯の検挙状況の推移（2010～2019年）は、【図1】のようになっている。その内容の約半数は、不法投棄事犯である。

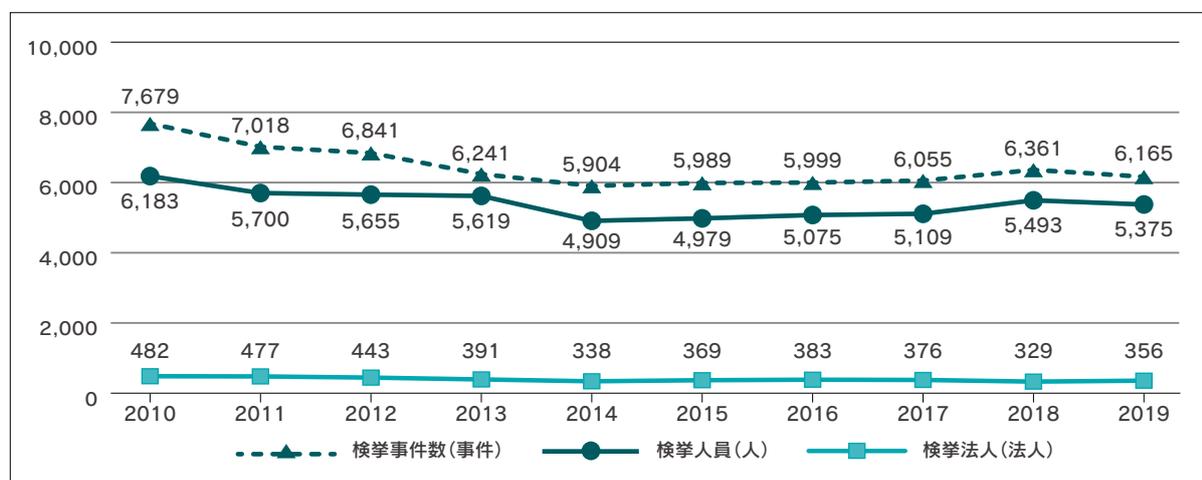
(2) 効果は、「ある？」「ない？」

10年間の状況を見るかぎり、検挙件数は「激減」とはいかない。これは、廃棄物処理法が規定する罰則が軽すぎるからなのだろうか。実は、同法が規定する不法投棄に対する刑罰は、環境法のなかで「最も厳しい」のである。

そうであるならば、この横ばい状態については、「増加していないのは効果があるから」とみるべきなのだろうか。そうではなく、「減少に転じていないのは効果がないから」とみるべきなのか。違反をした人やしようと考えたけれども思いとどまった人にヒアリングするほかにないが、それは無理である。このため、「立場によって評価が違う」ということになりそうである。

(3) 罰則とは？

私たちは、気軽に「罰則」という言葉を使う。廃棄物処理法第5章の見出しは「罰則」である。ところ



【出典】国家公安委員会＋警察庁『令和2年版警察白書』（2020年）77頁【図表2-58】より筆者作成。

図1 廃棄物事犯検挙状況の推移

で、罰則とは一体何だろうか。刑罰とは一体何だろうか。廃棄物処理法の罰則規定には、どのような特徴があるのだろうか。

今回は、1970年に制定されて以降、廃棄物処理法第5章の内容が現在までにどのように変遷してきたかについて、刑事法の解説を含めながら説明しよう。

2. 刑罰とは何か

(1) 広辞苑から

「刑罰＝罪を犯した者に対する罰。」「罰＝罪またはあやまちのある者に対する懲らしめ。」「罪＝刑罰を科せられる不法行為。」「罰則＝法規に対する違背行為の処罰を定める規定。」「処罰＝刑罰に処すること。』『広辞苑〔第7版〕』（岩波書店、2018年）の関係箇所を参照すると、説明がぐるぐるまわっていて、どこにもたどりつかない。

何とか手のひらに収まる感じするのは、「犯罪＝刑罰を定めた諸規定の犯罪構成要件に該当する、違法・有責な行為。」という説明である。要するに、「Aという行為を、懲役〇年以下、罰金〇万円以下に処す。」というような内容を持つ規定が、日常的には、刑罰と考えられている。

(2) なぜ刑罰が科されるのか？

刑罰は、誰が科すのだろうか。それは、警察でもなく検察でもなく裁判所でもなく、「国家」である。警察・検察・裁判所は、国家が刑罰を科すための機関として存在している。

それではなぜ、国家は刑罰を科すのだろうか。ある書物は、「社会生活における一定の価値や利益を保護するため」^{※1}と説明する。ここでいう価値・利益は、「法益」とよばれる。法益には、私たちの生命・身体・財産のような個人的なもの、貴重な野生動植物や良好な生活環境のような社会的なものがある。

法益が保護されるためには、その実現に脅威を与える行為を思いとどまらせなくてはならない。現実に法益侵害行為がされれば、刑罰を科すべく手続が開始され、その結果として刑罰が科される。そうした情報を一般的に知らせることにより、「あの行為をすればこ

のような制裁を受ける」ということを認識させ、将来の侵害行為を未然に抑止しようとしている。これを一般予防という。一方、侵害行為者に対して具体的に刑罰を科し、もうこりごりと思わせて再発を抑止しようとしている。これを特別予防という。一般予防と特別予防。この2つが、刑罰の機能であり存在意義とされている。

(3) 刑罰が規定される場所

刑罰はどこに規定されているのだろうか。もっとも基本的な場所は、刑法である。基本的法典であるがゆえに、一般刑法とよばれたりする。刑法は、犯罪に関する基本的かつ共通的な内容を規定する「第1編 総則」と、殺人や窃盗など具体的な犯罪に関する処罰内容を規定する「第2編 罪」という2つの部分から構成されている。後者は、総則に対比させて「各論」とよばれる。

現在の日本における「罪」の大半は、刑法各論以外の場所で規定されている。それを総称して、特別刑法という。分野別に、経済刑法や労働刑法などとよばれる。廃棄物処理法が含まれる環境刑法もそのひとつである。ほとんどの場合、特別刑法は、個別法の最後の章で規定される。廃棄物処理法でいえば、「第5章」である。

刑法各論においては、たとえば、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以下の懲役に処する。」(199条)というように、罪と罰がひとつの条文のなかで規定されている。これに対して、特別刑法の場合は、これが分離されるのが通例である。たとえば、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」という廃棄物処理法16条に関しては、「第16条の規定に違反した者」(14号)という罪に対して、同法25条1項の柱書が、「5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」という罰を規定している^{※2}。この2つの部分をながめて罰則の内容がわかるのが、廃棄物処理法も含まれる特別刑法である^{※3}。

(4) 誰に対してどういう場合に

刑罰の対象は、「人」である。一般刑法でも特別刑法でも、「…した者」と規定され、これは自然人を意

※1 伊藤正己+加藤一郎（編）『現代法学入門〔第4版〕』（有斐閣、2005年）112頁〔西田典之〕。

※2 町野朔『刑法総論』（信山社出版、2019年）4頁参照。

※3 刑事実務家による廃棄物処理法の刑罰規定の解説は、伊藤榮樹+小野慶二+荘子邦雄（編）『注釈特別刑法』（立花書房、1987年）225頁以下〔古田佑紀〕、平野龍一+佐々木史朗+藤永幸治（編）『注解特別刑法第三巻公害編』（青林書院、1985年）というように、「特別刑法」という名称を含む書物に収録されている。

味する^{※4}。また、「した」というように、罰せられる行為は発生してしまっている。すなわち、「既遂」である。さらに、当該行為は、それをする意図を持ってされる必要がある。すなわち、「故意」である。個人犯、既遂犯、故意犯。これが基本となる。

ところが、それでは法益保護に十分な効果を発揮しないと判断される場合もある。そこで、罰則を規定する法律の保護法益の実現の観点から、基本形がいろいろな方向に修正され、結果として、処罰される範囲が拡大する。「人」に関しては、法人も対象にする（法人処罰）。従業員の犯罪が法人業務に関して行われた場合であり、法人が違法行為を行った者を選任監督する義務を怠った過失があると推定されるがゆえの責任であるとされる^{※5}。もちろん、法人には懲役刑を科せないで、罰金刑のみになる。

法益侵害をしようと実行に着手したけれども結果の発生に至らなかった「未遂」については、それを罰する規定を設けることによって、処罰の対象にできる。必要な注意を怠って結果を発生してしまった「過失」についても同様である。いずれも、法的侵害を現実発生させないために、時間的により早い時点での行為を処罰対象とするのである。

3. 罰則規定の拡充

(1) 原始・廃棄物処理法

廃棄物処理法が1970年に制定された当時、罰則規定

は、【表1】のようであった（期間は懲役刑、金額は罰金刑。「以下」は省略）。

表1 1970年法の罰則規定

| | |
|--------------|------------|
| 1年・10万円（25条） | 無許可営業、命令違反 |
| 6月・5万円（26条） | 命令違反 |
| 5万円（27条） | 不法投棄 |
| 3万円（28条） | 虚偽報告、検査忌避 |

過失犯も未遂犯も規定されていないのがわかる（過失犯は、現在もない）。法人処罰の場合の罰金額は、個人処罰の場合と同額であった。不法投棄禁止（16条）に対する罰が5万円以下というのは、何とも牧歌的である^{※6}。

日本の環境法は、1960年代後半から70年代にかけて整備された。廃棄物処理法の罰則の内容は、この時期に制定された騒音規制法（1968年）、水質汚濁防止法（1970年）、悪臭防止法（1971年）、振動規制法（1976年）の当時のそれと比較しても同等であった。その後、水質汚濁防止法の罰則規定は強化されている^{※7}。廃棄物処理法についてもそうであった。しかし、それは「ハンパない」内容になった。

(2) 不法投棄罪、無許可営業罪、原状回復命令違反罪

その状況を、産業廃棄物不法投棄、産業廃棄物処理無許可営業、原状回復命令違反に対する罰則について、動きがあった主要改正ごとに確認しよう。【表2】

表2 不法投棄、無許可営業、原状回復命令違反に対する罰則

| | 不法投棄（16条） | | 無許可営業（14条） | 原状回復命令 |
|---------|-----------------------|-----------|-----------------|-----------------|
| | 個人の場合* | 法人処罰の場合 | | |
| 1970年法 | 5万円 | 同額 | 1年、10万円 | （命令規定なし） |
| 1976年改正 | 6月、30万円／3月、20万円 | 同額 | 1年、50万円 | 1年、50万円 |
| 1991年改正 | 1年、100万円／6月、50万円 | 同額 | 3年、300万円（併科有） | 3年、300万円（併科有） |
| 1997年改正 | 3年、1,000万円（併科有） | 1億円 | 3年、1,000万円（併科有） | 3年、1,000万円（併科有） |
| 2000年改正 | 5年、1,000万円（併科有） | 1億円 | 5年、1,000万円（併科有） | 5年、1,000万円（併科有） |
| 2003年改正 | 5年、1,000万円（併科有、未遂犯処罰） | 1億円 | 5年、1,000万円（併科有） | 5年、1,000万円（併科有） |
| 2010年改正 | 5年、1,000万円（併科有、未遂犯処罰） | 3億円（時効特例） | 5年、1,000万円（併科有） | 5年、1,000万円（併科有） |

* 投棄された場所または投棄された廃棄物（特別管理かそれ以外か）の種類により、刑罰の内容が異なる場合がある。

※4 町野・前註（2）書102頁参照。

※5 林幹人『刑法総論（第2版）』（東京大学出版会、2008年）83頁参照。

※6 廃棄物処理法の前身である1954年制定の清掃法においては、最も厳しい罰則は無許可の汚物取扱業に対する6月以下の懲役もしくは3万円以下の罰金（併科有）であった（21条）。廃棄物処理法になって、数字が大きくなったという点では厳罰化であるが、併科されなくなったというのは緩和である。理由は不明である。不法投棄に対する罰則は、規定されていなかった。この当時は、「ごみはその辺に捨てるもの」という認識が、社会に広く共有されていたように思われる。

※7 水質汚濁防止法の罰則は、制定時には「1年・20万円」（30条）、「6月・10万円」（31条）であったが、その後の改正で、それぞれ「1年・100万円」「6月・50万円」となっている。厳罰化されたのは、罰金刑だけである点に注意したい。

にとりまとめた。不法投棄についてのみ、法人処罰も掲げる。

なお、原状回復命令規定の条文番号には変化がある。1970年法にはなかったが、1976年改正で規定され(19条の2)、1991年改正で移動し(19条の4)、2000年改正で現在の番号となった(19条の5)^{*8}。

不法投棄に対する刑罰は、「5万円以下の罰金」のみからスタートした。現在では、1,000万円(個人)、3億円(法人)であるから、それぞれ200倍、6000倍となっている。廃棄物処理法は、環境法のなかでは、群を抜いて厳しい刑罰を規定している。それにもかかわらず、冒頭で紹介したように、不法投棄は依然として多い。刑罰の効果を立法者はどのように評価しているのだろうか。

(3) 法案審議における提案者の認識

廃棄物処理法の改正法案は、すべて内閣提出である。罰則を厳格化した法案の審議過程において、中央政府が答弁で示している罰則についての認識をみてみよう(下線筆者)。

①「不法投棄全般に関しましては、不法投棄の横行の背景といたしまして罰則が甘いというふうな点等が指摘をされておまして、いわゆる捨て得が生じているというふうなことが指摘されているわけでございます。このため、今回の改正案におきましては、産業廃棄物の不法投棄に対します罰則を、三年以下の懲役、または一千万円以下の罰金、さらに法人の場合には最高一億円まで罰金を加重できるようにするなど、罰則の大幅な強化を図っているところでございます。」第140回国会参議院厚生委員会会議録10号(1997年4月15日)4~5頁[厚生省生活衛生局長・小野昭雄]

②「今回の改正によります罰則の強化やマニフェスト制度の拡充によりまして、不法投棄量は相当減らすことができるものと考えておまして、」第140回国会衆議院厚生委員会会議録32号(1997年6月4日)15頁[厚生省生活衛生局長・小野昭雄]

③「罰金というのは裁判所が金額を指定して払うということになりますけれども、法律上はかなり高いところに上限を設定しているわけございま

すけれども、現実問題として、廃棄物の不法投棄事例に対して科された罰金はそれほど高くはないというふうな状況がございます。ですから、ここは裁判所の判断でもあると思っておりますけれども、法律上幾ら以下の罰金というふうな金額を規定したとしても、実際には排出事業者に対してその負担がかかっていないというふうなこともありまして、十分な罰則の強化の効果が今のところあらわれてきていないというふうなことではないかと思っております。」第147回国会衆議院厚生委員会会議録13号(2000年5月10日)29頁[厚生省生活衛生局長・岡澤和好]

④「届け出義務違反に対する罰則規定が設けられておりますので、これを周知徹底することによって抑止力が生まれてくると考えております。」第174回国会衆議院環境委員会会議録8号(2010年4月16日)10頁[環境副大臣・田島一成]

罰則強化はどの会派も賛成であるためか、法案審議においては、それほど踏み込んだ質問はされていない。このため、答弁もお定まりのものとなっている^{*9}。

犯罪が発生するのは罰則が緩いからという答弁①の下線部は、中央政府の典型的な認識である。【表2】にあるように、1997年改正においては、不法投棄に対する罰則を一気に引き上げたために、こうした認識が語られたのだろう。答弁③の下線部でも、それは確認できる。そして、強化された罰則は抑止効果を発揮するという、極めて楽観的な答弁②や答弁④の下線部がある。

罰則の強化は抑止効果の強化を意味し、違反は抑制される。中央政府には、こうした「神話」に近い認識があるように見える。しかし、それを支えるエビデンスはない。罰則規定としては「行きつくところまで行った」感じすらある2010年改正の後も、【図1】に明らかのように、不法投棄の検挙件数は減少してはいないのである^{*10}。検挙数の背後には、検挙されない違反事案が相当ある。不法投棄をゼロにするのは無理であるが、横ばい状況でよいと提案者が考えたわけではないだろう。

この点で、答弁③の下線部は興味深い。罰金額上限を引き上げられていても、判決において「満額」が科され

*8 1991年改正法以前における廃棄物処理法の執行実態については、北村喜宣「産業廃棄物の不法投棄をめぐる環境行政と環境警察の活動」同『行政執行過程と自治体』(日本評論社、1997年)91頁以下参照。

*9 政府内部においても、不法投棄や無許可営業のような犯罪行為に対する罰則強化に反対する省庁はいない。これが、新たな違反類型をつくるための新たな法的義務づけとなると、それぞれの事業所管省の立場があり、すんなりとはいかない。

*10 厳罰化が違反を抑止しないという点は、漁業関係法令に関する筆者の調査でも確認されている。北村喜宣「厳罰化の目論見と予期せざる現実(1)(2・完):漁業法改正による罰則強化後における漁業関係法令の執行」自治研究95巻1号27~43頁、同95巻3号35~58頁(2019年)参照。

るわけではない。裁判官が「それほど深刻な違反ではない」という心証を抱けば、高額な罰金規定も、提案者の意図通りの結果を生まないのである。2000年当時は、そうした状況であったことを推測させる^{*11}。

4. 環境犯罪の展示場

(1) 進化する廃棄物処理法第5章

先に、刑罰の基本は、個人犯・既遂犯・故意犯であると述べた。廃棄物処理法には、個人犯以外に法人処罰は当初から含まれていた。その後、数次の改正において、抑止効果の強化を狙い、それ以外にも、犯罪となる行為のカテゴリーを拡大させている。法人処罰についても、進化がある。

その結果、現在の同法の罰則規定は、まるで「環境犯罪の展示場」といってよいほど多彩になっている^{*12}。

刑事責任を問うのではないが、秩序罰といわれる過料も規定されている(33~34条)。規定がないのは、過失犯のみといってよい。こうした規定内容の廃棄物処理法をみていると、「そんなものか」と感じるけれども、同法は、きわめて異例なまでの重装備罰則規定を持つ環境法なのである。

(2) 両罰規定と法人重科

多くの犯罪は、法人の業務を遂行する過程において、主としてその従業員によって行われる。犯罪による収益は法人が取得することから、個人だけを処罰して法人を対象にしないのでは、抑止効果が発生しない。そうした場合に、法人をも処罰する「両罰規定」が、多くの特別刑法に規定されている。廃棄物処理法もそうである^{*13}。従業員に違反行為を指示・命令したかどうかに関係なく、従業員が違反行為をした事実のみで両罰規定の対象となる^{*14}。ひとつの事件で複数の個人の検挙があるから、【図1】の数字だけでは、どれくらいの割合で法人の検挙もされたのかは不明である^{*15}。

ところで、容易にわかるように、個人にとっての罰

金額と法人にとっての罰金額の意味は、大いに異なる。同額では抑止効果に欠ける。そこで、【表2】にみるように、廃棄物処理法は、1997年改正によって、個人犯の罰金刑を1,000万円以下にするとともに、法人犯のそれを1億円以下に引き上げた。とくに法人の罰金額を重くする措置を「法人重科」という。

2010年改正では、それが3億円以下になるとともに(32条1項1号)^{*16}、公訴時効成立の期間(=起訴できるギリギリのタイミング)を、個人犯の罰金刑のそれではなく懲役刑のそれにあわせる措置が講じられた(32条2項)。具体的には、犯行時から、罰金刑の場合は3年のところが5年となったのである(刑事訴訟法250条2項参照)。税法や経済法では規定例は多いが、環境法では初めての措置である。

(3) 犯罪成立時期の前倒し

未遂罪、目的犯、予備罪について説明しよう。未遂罪は、無確認輸出、不法投棄、不法焼却とともに、2003年改正で導入された(25条1項)。

不法投棄や不法焼却に関する未遂罪は、「行為を制止したり、あるいは環境保全上実際に燃え上がるような前に摘発を行うことができることになりしますので、現場での監視、取り締まり、しっかりやっていけるのではないか」^{*17}という観点から創設された。「不法投棄するダンプカーの荷台の操作等一連の行為を始めた直後に警察官に制止された場合、あるいは監視に気付いて行為を打ち切った場合というのが該当いたしますし、不法焼却の場合は、廃棄物を焼却する目的で点火をしたけれども廃棄物が燃焼するに至らなかった場合、あるいは焼却の目的で廃棄物にガソリンをまいた場合、こういったものが該当する」^{*18}とされる。

不法投棄または不法焼却の「罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者」も処罰される(26条6号)。2004年改正で導入された目的犯である。既遂である必要がある。同改正では、廃棄物の無確認輸出の「罪を犯す目的でその予備をした者」も処罰の対象とし

*11 裁判官もそうであるが、起訴をする検察官の認識も重要である。北村・前註(5) 論文の執筆のための調査過程においては、ある県警本部で、新たに検察官が責任すれば警察のヘリコプターに乗せて不法投棄現場の視察をさせ、被害の深刻さを認識してもらおうという話を耳にしたことがある。これは「空中戦」であるが、「地上戦」としては、「一杯飲ませて説得する」という古典的な話も聞く。もっとも、さすがに裁判官については、「拉致」「接待」するわけにはいかない。

*12 北村喜章『環境法【第5版】』(弘文堂、2020年)178~188頁・506~507頁、同『廃棄物処理法2005年改正法の制定』同『産業廃棄物法改革の到達点』(グリニッシュ・ピレッジ、2007年)87頁以下・110頁参照

*13 両罰規定は、清掃法にも規定されていた(26条)。

*14 緒方由紀子(編著)『廃棄物・リサイクル・その他環境事犯捜査実務ハンドブック』(立花書房、2018年)98頁参照。

*15 2人の個人が共謀すれば「法人」になるわけではない。暴力団は「権力能力なき社団」であり、「法人」ではない。

*16 現行法のなかで、罰金の最高額は、個人・法人とも、不正競争防止法の「3,000万円、10億円」である。

*17 第156回国会衆議院環境委員会議録8号(2003年5月16日)8頁【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長・飯島孝】。

*18 第156回国会参議院環境委員会議録14号(2003年5月16日)7頁【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長・飯島孝】。

た(27条)。予備罪である。これによって、犯罪の成立が、未遂よりもさらに時間的に前倒しとなっている。「より前の段階で」「より早い段階で」^{※19}という問題意識にもとづく対応である。

5. 環境犯罪は経済犯罪

廃棄物処理法事犯を含む環境事犯は、ことごとく経済犯罪である。環境が憎くて環境破壊をするのではない。経済的利潤の獲得を目的とした法律違反行為が、結果として、深刻な環境破壊を招いている^{※20}。

そうすると、当該行為を処罰するだけでは不十分である。犯罪を通じた経済的利益獲得のインセンティブを断ち切るためには、違法収益を確実に回収する仕組みが求められる。その機能を期待されているのが、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」である^{※21}。数千万円の剥奪事案もあるが、積極的な適用というようにはなっていない^{※22}。廃棄物事犯に即して制度をカスタマイズする必要がありそうである。

違法収益の剥奪は、刑事手続によるばかりではない。行政手続を通じた実現も可能であり、環境法学においては、一般予防的観点あるいは特別予防・原状回復費用調達の観点から、かねてよりその必要性が提唱されてきている^{※23}。中央政府における検討を期待したいが、環境省だけに任せるのは荷が重そうである。

6. 不法投棄と罰則

環境省は、不法投棄に関して、「不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、令和元年度で年間151件、総量7.6万トン(5,000トン以上の大規模事案2件、計4.2万トン含む。)もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ跡を絶たない状況にあります。」^{※24}と総括している。同省調査によれば、不法投棄者判明事案のうち、圧倒的多数は排出事業者である。内容は、建設系廃棄物(がれき類、木くず、

廃プラスチック類、混合廃棄物等)が大半である^{※25}。ここからは、解体を受託した者が排出者として排出する産業廃棄物を自ら不法投棄しているという構図がみえてくる。

発生する廃棄物は、受託作業の結果である。建設工事においては、元請業者が排出事業者とされている(21条の3)。不法投棄が十分な費用が払われていないがゆえに発生したとすれば、発注者が当該処分を「要求し、依頼し、若しくは唆し、…助けた者」と評価され、それに起因する不法投棄の原状回復責任を負うことになる(19条の5第1項5号)。原因者負担原則にもとづく措置である。行政法的責任を追及するこの権限は、積極的に行使されるべきである。

たしかに解体の場合、発注者は「廃棄物予定物」を引きわたしているにすぎないため、その時点では、廃棄物処理法の規制対象に入っていない。しかし、第5章が「処罰時点の前倒し」により拡充されてきた経緯に鑑みれば、廃棄物の「ディスチャージ・チェーン」も前倒しに考え、発注者の発注に関する明確な規制基準を設けてその違反の行政法的責任なり刑事法的責任を問う。拡大生産者責任(EPR)のような発想である。結果として排出事業者の規制に踏み込むこうした対応も、少なくとも環境法学としては、検討に値する。

※19 第159回国会衆議院環境委員会議録4号(2004年3月23日)7頁・15頁[環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長・南川秀樹]。

※20 その実情については、石渡正佳の一連の著作に明らかである。『産廃コネクション』(WAVE出版、2002年)、『リサイクルアンダーワールド』(WAVE出版、2004年)、『産廃Gメンが見た食品廃棄の裏側』(日経BP社、2016年)参照。

※21 町野朔(編)『環境刑法の総合的研究』(信山社、2003年)69頁[北村喜宣]参照。

※22 北村・前註(11)論文111~112頁参照。

※23 大塚直「環境損害に対する責任」淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念『環境法学の挑戦』(日本評論社、2002年)77頁以下参照。

※24 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和元年度)について」(www.env.go/press.108861.html)参照。

※25 平成30年度と令和元年度の状況については、環境省ウェブサイト参照(www.env.go/press/files/jp/115533.pdf)。